

令和元年12月5日

令和元年第4回
宮代町議会定例会議案書

(追加議案分)

議案第106号

議案番号	件名	頁
議案第106号	宮代町歯科口腔保健の推進に関する条例について	1

議案第106号

宮代町歯科口腔保健の推進に関する条例について

宮代町歯科口腔保健の推進に関する条例を別紙のとおり提出する。

令和元年12月5日提出

宮代町長 新井康之

提案理由

歯科口腔保健の推進に関する法律に基づき、町が実施する歯科口腔保健の施策や基本理念等を定める宮代町歯科口腔保健の推進に関する条例を制定したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

宮代町歯科口腔保健の推進に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、歯科口腔保健の推進に関する法律（平成23年法律第95号）に基づき、歯科口腔保健の推進に関し、基本理念を定め、町及び町民等の責務を明らかにするとともに、歯科口腔保健を推進するために必要な事項を定めることにより、町民が生涯にわたり心身ともに健やかで充実して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 町民の歯科口腔保健の推進に関する施策は、次に掲げる事項を基本として行わなければならない。

- (1) 町民が、生涯にわたり歯科口腔保健に関する取組を行うとともに、歯科疾患の早期発見及び早期治療を促進すること。
- (2) 町民が、生涯にわたり良質かつ適切な歯科口腔保健及び歯科医療のサービスを受けることができる環境の整備を推進すること。
- (3) 保健、医療、福祉、教育その他の関連分野における施策と連携を図りつつ、その関係者の協力を得て、総合的かつ計画的に歯科口腔保健を推進すること。

(町の責務)

第3条 町は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、埼玉県と連携及び協力し、歯科口腔保健の推進に関する総合的事業を実施する責務を有する。

(歯科医療等業務従事者の責務)

第4条 歯科医療等業務事業者（歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科医療又は歯科保健指導に係る業務に従事する者をいう。）は、基本理念にのっとり、相互に連携を図りながら、町が実施する歯科口腔保健の推進に関する総合的事業に協力するよう努めるものとする。

(保健、医療、福祉及び教育関係者の責務)

第5条 保健、医療、福祉及び教育関係者は、基本理念にのっとり、それぞれの業務において町民の歯と口腔の健康づくりを推進するとともに、他の者が行う歯科口腔保健の推進に関する取組との連携及び協力を図るよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 町内で事業を行う者は、基本理念にのっとり、雇用する従業員の歯科口腔保健に関する取組の推進に努めるものとする。

(町民の責務)

第7条 町民は、基本理念にのっとり、歯科口腔保健に関する知識と理解を深め、自らの歯と口腔の健康づくりに積極的に努めるものとする。

(施策の実施)

第8条 町は、歯科口腔保健を推進するため、次に掲げる施策を実施する。

- (1) 乳幼児期及び学齢期におけるむし歯の予防等に必要施策

- (2) 成人期における歯周病の予防等に必要な施策
- (3) 高齢期における口腔機能の維持及び向上等に必要な施策
- (4) 生涯にわたる歯科口腔保健に関する情報の収集及び普及啓発に必要な施策
- (5) 前各号に掲げるもののほか、歯科口腔保健に必要な施策
(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、歯科口腔保健の推進に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。